

上三川町の上水道



しらさぎ配水場

上三川町上下水道課

家族みんなが 安心して飲める水道を！

私たちの生活に欠かせない水は、
飲み水としてだけでなく、
炊事・洗濯・お風呂・水洗トイレなど、
様々な場面で日常生活を支える大切なものです。

水は毎日使い続けるものですので、
衛生的で安全な生活を送るため、
町上水道への加入をおすすめしています。



“給水装置”はあなたのものです

大切な飲み水が通っています。いつも管理しましょう！

○給水装置とは

水をお届けするために公道に埋められた水道管を、「配水管^{はいすいかん}」といいます。
この配水管から分かれ、家庭まで引き込まれた【給水管^{きゅうすいかん}・分水栓^{ぶんすいせん}・止水栓^{しすいせん}・メ
ーター^{じゃぐち}・蛇口^{きゆうすいそうち}】などを、“給水装置”といいます。

また、団地や寮・学校など、受水槽^{じゅすいそう}を利用した方式をとっている場合には、
受水槽の水を自動的に出したり止めたりする装置(ボールタップ)までを給水装置と呼んでいます。

○水道施設の区分

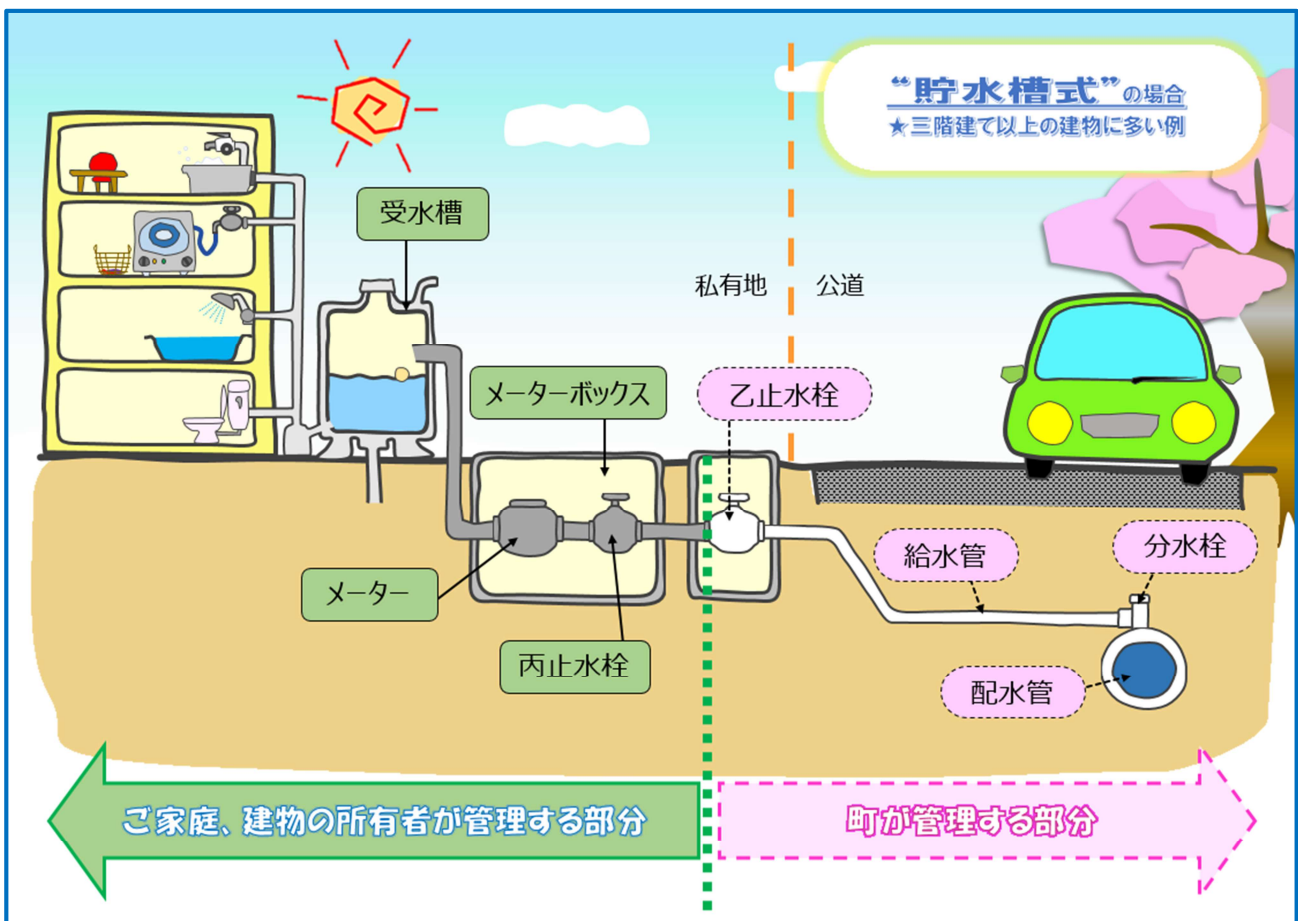
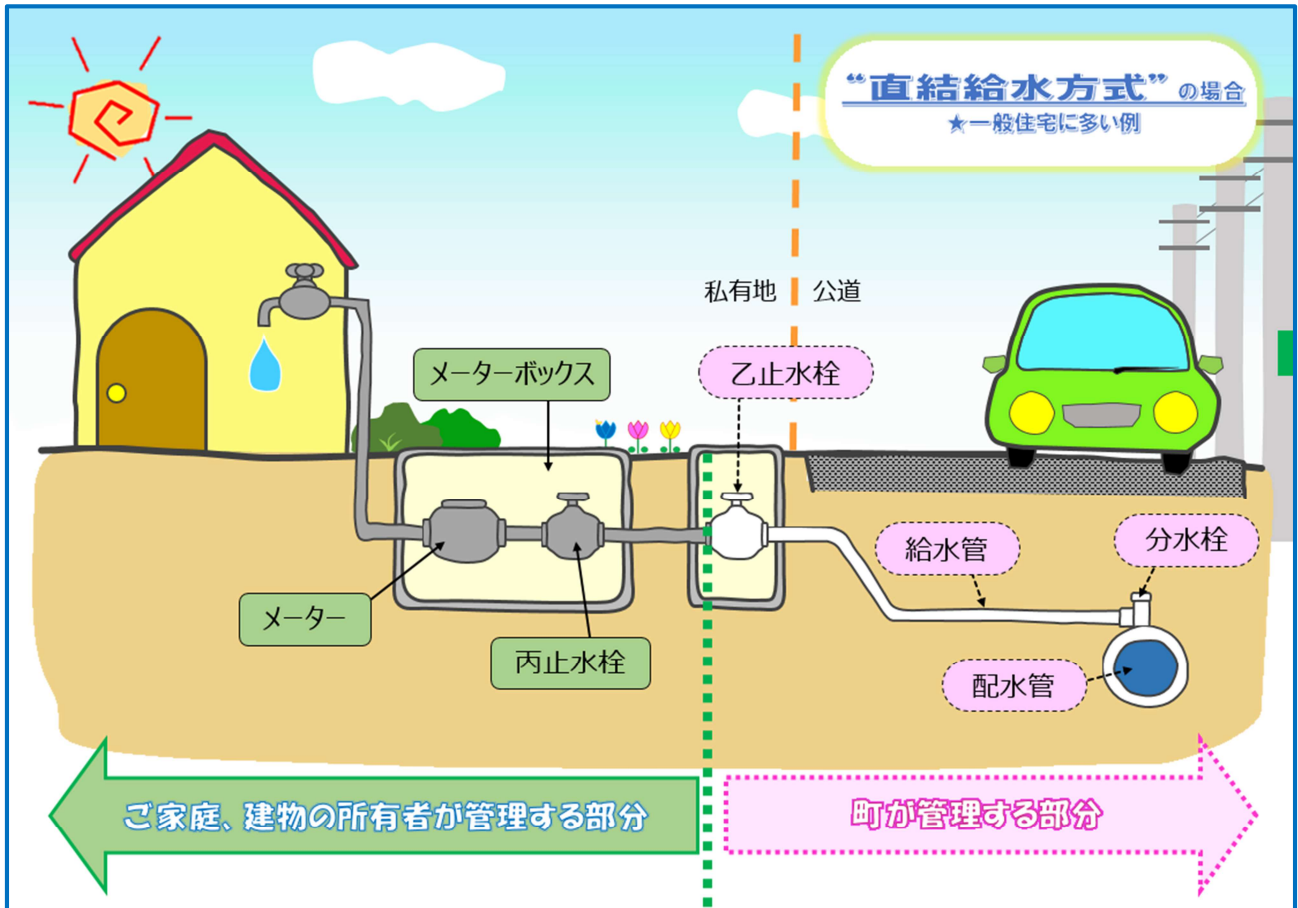
水道施設のうち、公道に埋設されている配水管は町の所有物ですが、配水管から分かれた給水管や止水栓、蛇口などの「給水装置」はお客様の所有物となります。

道路の地下にある、お客様の給水管から「道路から 1m以内に設置する」としてある乙止水栓までは町が管理しますが、その他の給水装置はお客様に管理していただく部分となり、水漏れなどで修繕が必要な場合は、お客様のご負担になりますので適切な管理をお願いします。

※給水装置は、無断で工事することはできません。給水装置の工事をする際は、上三川町指定給水装置工事業者へご依頼ください。
尚、町指定給水装置工事業者の一覧は、町 HP にてご確認ください。(p9 参照)



図) 水道施設の管理区分イメージ



※「道路から 1m 以内に設置する」としてある乙止水栓が無い場合は、その位置にあるものとして管理区分を判断する。
 ※町採用方式のうちの一例となります。ご不明な点は、上下水道課までお気軽にお問い合わせください。

○給水装置新設(メーター設置)

給水装置工事の費用には次のようなものがあり、お客様の負担となります。

【新設工事の費用】

$$\text{新設費用} = \text{加入金} + \text{工事申込手数料} + \text{竣工検査手数料} + \text{工事費}^{\star}$$

(500円) (3000円)

★工事費の金額は、工事内容によって変わります。

【“加入金”とは...】

給水装置の新設・増口径工事の実施に際し、当該申込者から徴収する負担額をいいます。

※金額は、設置するメーターの口径により決められます。

※メーター口径の増径については、現在使用しているメーター口径の加入金と新しく設置するメーター口径の加入金の差額が加入金となります。

≫ 徴収対象者

新規及び増口径の給水装置申込者

≫ 徴収目的

- イ. 新旧需要者間の負担の公平
- ロ. 受益者の適正負担
- ハ. 水道財政基盤の強化

メーター口径の選定方法

メーター口径	13mm	20mm	25mm
水栓(蛇口)数	6口まで	12口まで	24口まで

メーター口径別加入金

メーター口径	加入金 (消費税10%込)
13mm	¥55,000
20mm	¥148,500
25mm	¥253,000
30mm	¥385,000
40mm	¥770,000
50mm	¥1,320,000
75mm	¥3,740,000
100mm	¥7,480,000
150mm	町長が定めた額

※メーター口径 13 mmにおける水栓数は 6 栓までを原則とするが、外水栓のみ 7 栓目の使用を認める。

※給水工事の金額は、工事内容によって違います。見積相談・内容確認をしっかりと行った上でのご契約をお願いします。

※指定事業者によって、実施できる工事・修繕の内容が異なることがあります。希望する工事・修繕を行うことができるか、事前に十分ご確認ください。

※町指定給水装置工事業者の一覧は、町 HP にてご確認ください。(p9 参照)

★給水装置の管理についてのお願い

近年、宅地内において、樹木の植栽やコンクリートの打設、石塀の設置などによって、乙止水栓や水道メーター等の位置が特定出来ないケースが増えております。常に給水施設の位置が確認できるようご協力をお願いします。

○水道メーターの管理について

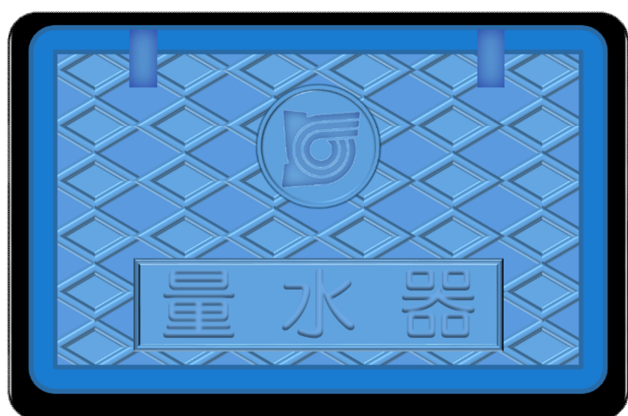
水道メーターは、検針により、水道料金を算定するための大切な機器です。正しい検針が行えるように、常に見やすい状態にしておいてください。

家屋の増改築や車庫の新築、あるいは庭や塀などの外構工事などで、メーターの位置が屋内や床下・塀の基礎部分になるような場合には、検針のしやすい場所へ移設してください。(※この際の工事費などは、皆様のご負担になります)

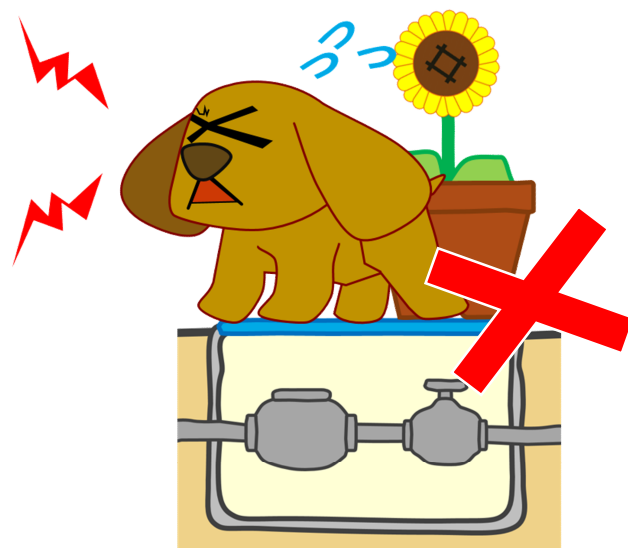
また、移設工事の際は、必ず町指定の工業者に工事を依頼してください。
指定外の業者やご自身で工事を行った場合は、工事のやり直しをお願いすることになりますので、ご注意ください。

以下のようなことは避けてください！

- × メーターボックスの上に自動車や物を置く
- × 飼い犬をメーターボックスの近くにつないでおく



《メーターボックスイメージ図》



水道使用時の水道料金について

令和7年4月から「隔月検針／隔月請求」への変更に伴い、検針で得られた2か月分の水量を均等（当月分・先月分）に使用したものとみなして算出し、2か月分を合算して請求します（算定する際に生じる水量の端数は、検針した月に加算します）。

【水道料金の計算方法】

$$\text{水道料金} = \text{基本料金}^{\textcircled{1}} + \text{メーター使用料}^{\textcircled{2}} + \text{超過料金}^{\textcircled{3}}$$

使用水量に係わらず
お支払いいただく料金

メーターの口径に応じて
お支払いいただく料金

基本水量を超えた分
お支払いいただく料金

※別途消費税がかかります

① 基本料金 (1ヶ月あたり) ※税込

- ◇ 家事用・・・ 5 m³まで 770 円
- ◇ 営業用・・・ 20 m³まで 3,080 円
- ◇ 団体用・・・ 15 m³まで 2,310 円



② メーター使用料 (1ヶ月あたり) ※税込

口径	13mm	～25mm	～40mm	～50mm	～75mm	～100mm	100mm超
金額	55円	110円	440円	1320円	1760円	2200円	3300円

③ 超過料金 (1ヶ月あたり) ※税込 (使用水量 - 基本水量) × 154 円

例) メーター口径20mmで、1ヶ月に30 m³の水を使用した場合家事用

基本料金	770 円
メーター使用料	110 円
超過料金	(30 m ³ - 5 m ³) × 154 円 = 3850 円

4730 円

水道料金のお支払い方法

水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください！

☞上三川町では、水道料金のお支払い方法について《口座振替》または《金融機関等での納付書払い》のどちらかをお選びいただけます。

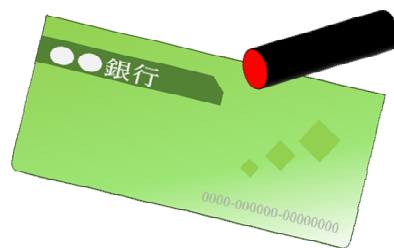
《口座振替によるお支払い》

- ≡ 支払いの度に金融機関や、役場窓口に出向く手間が省けます。
- ≡ ご指定の口座から納付期日に自動的に振替されるので、支払い忘れを防ぐことができます。

≫ 引き落とし日

検針月の翌月 7 日(休日の場合は、翌営業日)

※検針票に振替済のお知らせが記載されます。



≫ 申込み方法

【受付場所】 下記の金融機関窓口

【お持ちいただくもの】 通帳，届出印，最近お支払いになった領収書

注意) 町外の支店・出張所にてお手続きをされる場合、上記 3 点に加え、“上三川町口座振替依頼書”が必要になります。町 HP の記載例を参考に、あらかじめご用意ください。
(配布場所: 上下水道課窓口、下記金融機関町内支店・出張所)

【取扱金融機関】

- **足利銀行**…本店及び国内の支店・出張所
- **栃木銀行**…本店及び国内の支店・出張所
- **足利小山信用金庫**…本店及び国内の支店・出張所
- **宇都宮農業協同組合(JA うつのみや)**…各支所
- **ゆうちょ銀行**

《金融機関等での納付書払い》

町から送付される納入通知書をご利用いただき、納入期限までに下記窓口のいずれかにお支払いください。

納入期限にご注意ください！

【金融機関等】

- 足利銀行…本店及び国内の支店・出張所
- 栃木銀行…本店及び国内の支店・出張所
- 足利小山信用金庫…本店及び国内の支店・出張所
- 宇都宮農業協同組合(JA うつのみや)…各支所
- ゆうちよ銀行・郵便局^{※1}…関東各都県及び山梨県の支店・出張所
- 上三川町役場
- 上三川町役場仮庁舎（旧中央公民館）

【コンビニエンスストア等】^{※1}

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ● セブン-イレブン | ● セイコーマート |
| ● ローソン | ● ハマナスクラブ |
| ● ローソンストア 100 | ● ハセガワストア |
| ● ファミリーマート | ● タイエー |
| ● ミニストップ | ● ポプラ |
| ● デイリーヤマザキ | ● くらしハウス |
| ● ニューヤマザキデイリーストア | ● スリーエイト |
| ● ヤマザキスペシャルパートナーショップ | ● 生活彩家 |
| ● ヤマザキデイリーストア | ● MMK 設置店 |
| ● スマートフォン決済 ^{※2} | |

PayPay 請求書払い / PayB / 支払秘書 / J-Coin 請求書払い（令和 8(2026)年 8月 31 日まで） / d 払い 請求書払い / au PAY（請求書支払い） / Fami Pay 請求書支払い / 楽天ペイ（請求書払い） / AEON Pay 請求書払い

※1 納入期限を過ぎてしまうと、郵便局・コンビニエンスストア等での受付はできませんので、ご注意ください。

※2 スマートフォンアプリで上下水道料金のお支払いができます。詳しくは、サービス各社のアプリ又は各社のホームページ(p10 参照)等でご確認ください。

～宅内での漏水について～

水の使い方は普段と変わらないのに、
水道の使用量が前回の検針時に比べて著しく多くなった・・・

check/



水道メーターより先の宅内部分で、漏水が発生している可能性があります。
ご家庭でお使いになっている全ての蛇口を閉めた状態で、水道メーターを確認してください。



すべての蛇口を閉めてもパイロット(上記写真参照)が回り続けている時は、水道メーターから先の部分で漏水が発生している可能性があります。このような場合は、町指定の給水装置工事業者に修繕を依頼してください。この際の修繕費用は、お客様の負担となります。*

※地下や床面内部等の目に見えない給水管からの漏水の場合、修理を行った指定給水装置工事業者の証明によって、漏水時の料金を一部減免する制度(漏水減免制度)がございます。詳しくは、上下水道課までお問い合わせください。

上三川町指定給水装置工事業者一覧(上三川町ホームページ)



<水道料金のお支払方法に関するお知らせ>

スマホ決済がご利用いただけます

(※詳しくは各アプリ公式サイトをご確認ください。)



PayPay 請求書払い



PayB



支払秘書



J-Coin 請求書払い
(令和 8(2026)年 8 月 31 日まで)



d 払い 請求書払い



au PAY (請求書支払い)



Fami Pay 請求書支払い



楽天ペイ (請求書払い)



AEON Pay 請求書支払い

水道に関するご不明点・ご質問はこちらまでお気軽にお問い合わせください。

《上三川町 上下水道課》

〒329-0696

上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

※現在、庁舎改修工事に伴い

上三川町役場仮庁舎 (旧中央公民館) に移転しています。

【上水道業務係】

☎ 0285-56-9168

【上水道工務係】

☎ 0285-56-9169

